

South Pacific Free Bird 株式会社

共通留意事項

高校留学プログラム約款

共通留意事項および高校留学プログラム約款は必ずご確認ください。

South Pacific Free Bird 株式会社では、お申込の際には高校留学プログラム約款のご確認をお願いしております。不明な点や疑問点がございましたら、当社担当まで遠慮なくご連絡下さい。

当約款や申込書だけでなく、プログラム全般に関するご質問/お問合せについては、お電話やご来社にてご回答/ご相談を承っております。気になることや聞きたいことがございましたら、遠慮なくご連絡下さい。

【目次】

■ 共通留意事項	2
■ South Pacific Free Bird 株式会社「高校留学プログラム」約款(契約書面)	4
■ 高校留学プログラム料金表(正規留学)	10
■ 高校留学プログラム料金表(体験留学)	11
■ 契約の変更に関する細則	12

■共通留意事項

以下は、現地受入機関および現地受入学校が定めた遵守事項および注意事項となります。必ずご確認ください。

現地受入機関とは、VISA 手続き、ホームステイ手配・管理等を行う Free Bird Institute (=以下「FBI」)を指します。

現地受入学校とは、Ba Provincial Free Bird Institute/Jasper Williams High School/Sangam Sadhu Kuppaswamy Memorial College を指します。ただし、左記以外の現地受入学校を指すこともあります。

1. 学生がフィジーの法律違反行為、学校規則違反による学生ビザ剥奪、および強制出国等を行ったために、強制的にプログラムが中断・解除された場合には、学生が支払済の費用は一切返金されません。また学生のフィジーでの違法行為や学校規則違反による退学等を理由に、FBI が負担せざるを得なくなった費用 (例 VISA 保証金) については、学生にその全額を負担していただきます。
2. 1) プログラム継続中の学生が次の各号に該当した場合、当該学生の安全確保・保護のため、及びその他の学生を含む学校運営の全体管理、秩序維持のために、当該学生を退学処分とし、契約を解除することができます。その場合における契約解除の際には、本約款に従い、所定の返金手続きを行います。
 - (1) 滞在中に身体的・精神的疾患に罹患した場合
 - (2) 渡航前から存在した身体的・精神的な持病または既往症が現地にて発症した場合
 - (3) 精神的疾患に対する治療薬の服用が判明した場合、もしくは明らかにその疑いがある場合
 - (4) 体調・その他の様子から鑑みてコース継続により明らかに学生又は他人に大きな危害・支障が発生しうると判断した場合
 - (5) その他、プログラム継続をしがたい事由があると現地受入機関または現地受入学校にて判断された場合
- 2) 上記疾患の発症等に関し、現地受入機関および現地受入学校はサポート・ケアを行うことは一切できません (重症時の通院同行を除く)。
3. 学生がフィジーにおいての社会通念上、宿泊施設 (=ホームステイ) との契約を維持しがたい不信行為 (門限破り、未成年の飲酒・喫煙、薬物使用、その他宿泊施設オーナーの所有物の破損や平安な生活を著しく害する行動など) に及んだ場合、現地受入機関および現地受入学校は、「1 回目: 口頭での注意」、「2 回目: 書面での警告」をし、それでも前述のような不信行為が改善されなかったと認められる場合、催告することなく契約解除をできるものとします。
4. この他、公序良俗違反等、社会通念上やむを得ないと認められる事由がある場合、催告することなくこの契約を解除することができます。その場合における契約解除の際には、本約款に従い、所定の返金手続きを行います。また現地受入機関および現地受入学校規則などに学生が違反する場合、現地受入学校は、学生の違反の程度により、催告の上もしくは無催告にて当該学生を退学処分とし、契約を解除することができます。この場合の返金額も、本約款に従って計算します。
5. 現地受入学校では、学生の安全確保・保護のため、VISA 保証人 (ガーディアン) の維持を FBI に託し、学生の通学を許可しています。FBI 以外の VISA 保証人 (ガーディアン) の変更は認めていません。
6. 決定されたホームステイについて、原則変更はできません。ただし、ホームステイ先による継続的かつ著しい債務不履行が明らかに認められる場合や、財産・身体を害する違法行為を行なったと認められる場合はこの限りではありません。なお、フィジーにおいて文化として根付いている現金・所有物の共有 (いわゆる「ケレケレ」) については、各個人が十分注意またはその文化を理解し、自己の責任において所有物を管理することとし、万が一無断で自己の所有物をホストファミリーが利用していた場合でも、そこに実質的な著しい損害が認められない場合などはホームステイの変更について即時受け付けることはありません。また、滞在先で生じたトラブルにつき、FBI が管理・監督しえない内容については、FBI は責任を負いかねます。

7. ホームステイを延長したい場合、速やかに学校スタッフにお知らせ下さい。できる限り同じホームステイ先の延長を手配するようにいたしますが、学生の希望に添えない場合もあります。また状況等によっては、ホームステイの延長自体の申込をお断りすることがあります。尚、FBIに無断でFBIの手配するホームステイに延長滞在し、その事実がFBIによって判明した場合は延長分の代金を学生に支払っていただきます。もしも無断でホームステイの滞在を延長した場合において、ホストファミリーとの間でトラブルが起きた際は、学生自身がホストファミリーとの間でその問題を解決するものとし、FBIはその責任を負うものではありません。
8. 学生の不信行為により、ホームステイ先より滞在の受入れの拒否があった場合、現地受入機関および現地受入学校の指示に従い、ホームステイ先の移動をしていただきます。この場合、再アレンジ料 10,000 円を指定の期日までにお支払い頂きます。一度お支払い頂いた再アレンジ料は取消および返金はできません。
9. 滞在延長時および解約時、各自が加入されている保険の延長手続、短縮手続については、各自の自己責任のもと手続を行って下さい。
10. 現地受入機関および現地受入学校はいかなる場合においても物の紛失、破損、人および物の破損、損傷・損害に対して全く責任を負うものではありません。フィジー国内への郵送物の破損や没収等についても一切責任を負うものではありません。ただし、フィジー国法令により、この排除を超えて明示的に定められる責任についてはこの限りではありません。また、労働争議その他現地受入機関および現地受入学校のコントロールできない理由によるプログラムの継続不可については、責任を負うものではありません。
11. 各種交通機関のスケジュールの変更、天災、地変、暴動、ストライキ、クーデターその他本校が管理できない事由により、通学日程や授業内容が変更、中断になった場合、現地受入機関および現地受入学校はその責任を負うものではありません。

■South Pacific Free Bird 株式会社「高校留学プログラム」約款(契約書面)

第1章 総則

第1条

South Pacific Free Bird 株式会社(以下、「当社」といいます。))が、お申込者(以下、「お客様」といいます。))との間で締結する高校留学プログラムに関する契約(以下、「高校留学プログラム契約」もしくは単に「契約」といいます。))は、本約款で定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。但し、当社が法令に反せず、かつお客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条

- 1) 本約款で「高校留学プログラム契約」とは、当社がお客様のご要望に基づき、現地受入学校の正規留学や体験留学等のための入学手続き、ならびに受入機関による滞在先手配の手続きその他を行うものをいいます。滞在先はホームステイのみとなります。なお、航空券の手配等、旅行業法・標準旅行業約款の内容に該当する「旅行に関するサービス」についての契約は、別途当社が指定する申込書にて申込むものとし、本約款対象とならず、標準旅行業約款および当社旅行業務取扱料金表に準じます。また本約款は標準旅行業約款に準ずるものではありません。
- 2) 本約款で「プログラム開始日」とは、高校留学プログラム契約の内容のうち到着時オリエンテーションやホームステイ、授業の一部もしくは全部が各受入研修機関等からお客様へ提供される国への到着日を指し、申込書の到着日欄に記載します。なお、正規留学の場合、「プログラム開始日」とは入学時の到着日または、学校年度開始日(毎年1月の学期の開始日)を指すものとします。
- 3) 本約款で「現地受入学校」とは、Ba Provincial Free Bird Institute/Jasper Williams High School/Sangam Sadhu Kuppaswamy Memorial College を指すものとします。ただし、左記以外の現地受入学校を指すこともあります。

第2章 契約の成立

第3条 契約の申込・契約の成立

- 1) 高校留学プログラム契約を申込まれるお客様は、当社所定の高校留学プログラム申込書(以下、「申込書」といいます。))に必要事項を記入の上当社に提出いただき、所定の代金を当社指定の申込口座に入金いただきます。
- 2) 高校留学プログラム契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の所定代金を受領した時に成立します。
- 3) 当社は、本条2項の規定に関わらず、書面による特約をもって、所定代金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立時期は申込書に記載します。

第4条 申込拒否事由

当社は、高校留学プログラム契約申込受付の際、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込をお断りする場合があります。

- ① お客様が未成年者である等の理由により、高校留学プログラム契約の申込について法定代理人もしくは三親等以内の親族の同意が必要な場合に、その同意がないとき
- ② 当社がお客様に対して保証人を要求した場合に、保証人がいないとき
- ③ お客様が希望する学校、宿泊施設の定員に受入可能枠や手続期間に余裕がないなど、客観的に高校留学プログラムが認められる可能性がないことが明らかとなるとき
- ④ お客様の過去の既往症又は現在の心身の健康状態からして、お客様が高校留学プログラム参加に不適切であると現地受入学校又は当社が認めたとき
- ⑤ お客様が過去に法令違反又は校則違反を行い、高校留学プログラム参加に不適切であると現地受入学校又は当社が認めたとき
- ⑥ 入学選考等によりお客様の学力、適性等が高校留学プログラム参加に不足している等、高校留学プログラム参加に適した条件が

お客様に備わっていないと現地受入学校又は当社が認めたとき

- ⑦ 現地の治安状況、医療、受け入れ体制、その他の事情により、現地受入学校又は当社がお客様の安全を確保できない、あるいは高校留学プログラムの実施に障害があると判断したとき
- ⑧ お客様の申込を承諾することで高校留学プログラムの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると現地受入学校又は当社が判断したとき
- ⑨ お客様の申込を承諾することが、高校留学プログラムの目的、参加学校の趣旨等に照らし、適切でないと現地受入学校又は当社が判断したとき
- ⑩ お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき
- ⑪ その他、お客様が高校留学プログラム参加に不適切であると現地受入学校又は当社が認めたとき

第5条 保険契約締結義務

- 1) お客様には、現地での病気・傷害に備え、お客様本人がより快適にかつ安心して海外生活を送るために、留学期間中、フィジー留学生共済保険、または留学生共済保険の Plan C 以上の補償内容の海外旅行保険に必ず加入していただきます。フィジー留学生共済保険以外の保険に加入する場合、英文の保険証書の写しの提出が必要です。
- 2) 当社は、出発までにお客様が前項の保険に加入していない場合、契約を解除することができます
- 3) 前項に基づき、当社がこの契約を解除した場合は、第12条の規定に従い、所定の返金手続きを行います。
- 4) 当社指定の留学生共済保険に加入する場合、高校留学プログラムの契約期間に応じて指定の加入期間でお申込み顶きます。

第3章 高校留学プログラム料金

第6条 高校留学プログラム料金に含まれるもの

高校留学プログラム料金とは、入学選考料、留学アレンジ・手続管理費、授業料、維持管理費、学校が手配する宿泊施設滞在費（滞在施設により、所定の食事提供も含む。ただし、食事時間のホームステイ先への在宅が条件）などの総称のことをいいます。これらの他に、高校留学プログラムには、原則として、海外送金に必要な費用、学校スタッフによる空港出迎え体験留学は原則往復、正規学生は到着時出迎えのみ）、が含まれます（高校留学プログラム内容により、その他高校留学プログラムに関わる諸費用が含まれる場合があります）。

第7条 高校留学プログラム料金に含まれないもの

前条の他は高校留学プログラム料金に含まれません。その一部を以下の通り例示します。

●学校のある日のランチ代 ●現地での移動費用、交通費 ●日本と渡航先の国との間の往復航空運賃 ●渡航手続取扱料金 ●日本国内の空港施設使用料、外国の空港税・出入国税・検疫料・燃油サーチャージ ●海外旅行/留学生共済保険料 ●現地での傷害、疾病等に関する医療費 ●クレジット販売契約ご利用の際のクレジット手数料 ●個人的性質の諸費用（電話・通信費、クリーニング代、食事等）●査証（ビザ）代金 ●制服/体操着代 ●教科書、文具代 ●学校の行事・課外活動費用

第4章 高校留学プログラム料金内訳

第8条 高校留学プログラム料金内訳

当社の高校留学プログラム料金は、別途定める P.10～11「高校プログラム料金表」記載の通りです。お客様は参加する当該高校留学プログラム料金表を必ずご確認ください。また、高校留学プログラムの申込に際しては、当社が別途発行する請求書に記載された内訳に基づき高校留学プログラム料金を頂きます。

第9条 支払時期・方法と費用の変更

- 1) 前条により定められた高校留学プログラム料金の支払は、当社指定の口座に振込あるいは他所定の方法で入金して下さい。この場合の振込手数料等はお客様に負担して頂きます。
- 2) 高校留学プログラム料金については、全額を当社指定日までにお支払い頂きます。指定の期日までに入金されない場合、当社は、手続を停止、保留することもあり、希望の到着日までには手続が完了できなくなる場合があります(第3条3項の場合は除きます)。
- 3) 為替相場が著しく変動した場合、現地税制が改定された場合、授業料その他関係先に支払うべき費用が改定された場合、その差額だけ各種費用・代金を増額又は減額することがあります。増額の場合には、差額をお客様に負担していただきます。また当該増額の請求によりお客様が解約をされる場合には、第12条の規定に従い、所定の返金手続を行いません。

第5章 契約の変更・解約・解除

第10条 高校留学プログラムの変更

- 1) お客様より当社に対し書面により高校留学プログラムの短縮、延長、到着日変更などの契約内容の変更を申出することができます。この場合、当社は、できる限りお客様の希望に沿えるように対応し、当社が所定の書面による当該変更依頼を承諾したときに、高校留学プログラムについて所定の変更がなされたこととなります。また、既に手配着手をして当社に実損が生じている場合には、お客様に変更手数料とは別に実損請求をさせて頂くことがあります。
- 2) 当社がお客様に対し返還すべき料金がある場合、返金によって生じる振込手数料等は、お客様に負担して頂きます(P.12「契約の変更に関する細則」参照)。
- 3) 当社がお客様に対し、プログラムの延長に伴い生じた費用の増加がある場合、費用の精算を行います。
- 4) 渡航後、2回以上のプログラム延長を行なった場合には、プログラムの延長に伴い生じた費用の精算とは別に、都度留学アレンジ料 100,000 円をお支払頂きます。
- 5) 渡航後にプログラムを短縮した後、再度プログラム延長をした場合には、プログラムの延長に伴い生じた費用の精算とは別に、留学アレンジ料 100,000 円をお支払頂きます。
- 6) 本条1項の規定に関わらず、学校、入国管理局、宿泊施設等の定員、時期その他の事情により、お客様からの高校留学プログラム契約変更の申出を当社が承諾できない場合もあります。
- 7) 申込時に奨学金や割引等が適用されている場合、本条に基づく変更により、奨学金や割引が取消ないし変更となる場合があります。

第11条 その他の事由による契約内容の変更

当社は、受入機関、宿泊施設等から得られる最新資料に基づき、高校留学プログラムに関する情報をお客様に伝達するように努力しますが、現地受入学校、宿泊施設その他の現地機関の都合、各種交通機関のスケジュールの変更、現地法改正、又は当社が管理できない事由により、当社からお客様に伝達した日程、現地受入学校、宿泊施設、その他高校留学プログラム内容等が変更されることがあります。

第12条 お客様による高校留学プログラムの解除・解約

- 1) お客様からの契約解除(クーリングオフ)については、下記の通り定めます。下記の内容を十分に確認して下さい。但し、本項は、当社オフィスに来社して契約書面を提出したお客様には適用となりません。予めご注意下さい。

1. お客様は契約が成立した日から起算して8日を経過するまでは、書面により契約の解除を行なうことができます。
2. 上記契約の解除は当該契約の解除に係わる書面を発した時にその効力を生じます。
3. 上記契約の解除があった場合、受領している金銭は速やかにその全額を返金致します。
4. 上記契約の解除があった場合、当社はその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払の請求はいたしません。
5. 「1.」に該当しない解除については、本条2項以下に定める「解約」として、本約款に基づき対応いたします。

- 2) 前項の他、お客様は、P.12「契約の変更に関する細則」別表 2 に定める取消料金をお支払い頂くことにより、書面をもっていつでも、高校留学プログラム契約を解約することができます。又、前項の定めは 10 条に定める変更手続時に適用されるものではありません。
- 3) 当社は前項の定めによりお客様が高校留学プログラム契約を解約された場合には、すでにお客様から収受した料金から別表に定める取消料、受入研修機関が規定する入学等取消に伴う各種の費用、および受入研修機関の精算に要する額を控除した残金を返金します。
- 4) 本条に基づく解約に関し、当社よりお客様に対し返還すべき料金がある場合、できる限り速やかに返金手続をします。ただし、振込手数料等は、お客様に負担して頂きます。

第 13 条 当社による解除

- 1) お客様が次の各号の一つ以上に該当する場合、当社は催告の上、高校留学プログラム契約を解除することができるものとします。
 - ① お客様から指定の期日までに必要な書類の送付がなされないとき
 - ② お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがなされないとき
 - ③ お客様が当社に届け出た、お客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき
 - ④ お客様が保険契約を締結しないとき
 - ⑤ お客様が契約に違反しているとき
 - ⑥ その他、当社が契約を解除することが適当であると認めたとき
- 2) 前項に基づき、当社が契約を解除した場合は、第 12 条の規定に従い、所定の返金手続を行います。また、本条により契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しないこととします。

第 14 条 当社による無催告解除

- 1) お客様が次の各号の一つ以上に該当する場合、当社は催告することなく高校留学プログラム契約を解除することができるものとします。
 - ① お客様が、破産、私的整理又はこれに類する破産手続の申立を行い、又はその申立を受けたとき
 - ② お客様が死亡、所在不明、又は 1 カ月以上にわたり連絡不能となったとき
 - ③ お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき
 - ④ お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき
 - ⑤ お客様自ら又は第三者を利用して、当社もしくは他のお客様に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いるなどをしたとき
 - ⑥ 当社もしくは他のお客様に対して、お客様自身が反社会勢力である旨を伝え、又は、自身の関係者が反社会勢力である旨を示したとき
 - ⑦ お客様が自ら又は第三者を利用して、当社もしくは他のお客様の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する恐れのある行為をしたとき
 - ⑧ お客様が自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、又は妨害する恐れのあるとき
 - ⑨ その他当社がやむをえない事由があると認めたとき
- 2) 前項に基づき当社が契約を解除した場合は、第 12 条の規定に従い、所定の返金手続を行います。また、本条により契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しないこととします。

第 15 条 当社の責に帰すべき事由による契約解除

- 1) お客様は、当社の故意又は重大な過失により、高校留学プログラム契約の目的が達せられなくなったときは、契約を解除することができます。
- 2) 前項の規定に基づいて、当該高校留学プログラム契約が解除されたときは、当社は既に収受した高校留学プログラム料金等をお客様に払い戻します。また、前項の規定は、契約に基づく、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- 3) 本条に基づく当社の責任は、第 7 章の規定を前提とするもので、同規定の責任範囲や免責事項の適用に影響を与えるものではありません。

第 6 章 団体・グループ手配

第 16 条 団体・グループ手配

同じ受入研修機関・学校に入学する複数のお客様(以下、「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

- 1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下、「契約責任者」といいます。)が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- 2) 前項による契約の成立時期については、第 3 条に準じます。
- 3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い又は将来負うことが予測される債務又は義務について何らの責任を負うものでもありません。
- 4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿、同行者情報を当社に提出しなければなりません。
- 5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じるプログラム費用等の増減は構成員に帰属するものとします。

第 7 章 責任

第 17 条 免責事項

- 1) 当社は、次の各号の一に該当する事項およびその事項によってお客様に生じた損害については責任を負いません。
 - ① お客様の主観的事由に基づき、各受入研修機関、宿泊施設、ホームステイ、その他の内容がお客様に適合しない場合
 - ② お客様の学校、宿泊施設等の事情により、授業、宿泊施設、ホームステイ、その他の内容が当社の説明と異なる、又は変更された場合
 - ③ 当社が管理できない事由により、日程、宿泊施設、ホームステイ、その他の高校留学プログラム内容が変更された場合
 - ④ 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他の事由により、日程、その他の高校留学プログラム内容が変更された場合
 - ⑤ 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他当社の管理できない事由により、日程、その他の高校留学プログラム内容が変更された場合
- 2) 当社は前項に定める他、当社の管理できない事由による人または物に対する損失、損害、損傷に対し、責任を負いません。ただし、法令によりこの排除を超えて明示的に定められる責任についてはこの限りではありません。

第 8 章 注意事項

第 18 条 旅券(パスポート)について

お客様が現在お持ちの旅券が今回の渡航に際して有効かどうかの確認、旅券の取得は渡航までにお客様の責任で行っていただきます。原則、パスポートの残存有効期間は、6 ヶ月以上(フィジー出国時)が必要です。

第 19 条 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)でご確認下さい。

第 20 条 海外危険情報について

渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お客様におかれましては、外務省の「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>)等でもご確認下さい。

第 21 条 個人情報の取扱い

- 1) 当社は、お客様から頂いた個人情報を、手配に関わる連絡をお客様にする場合や、商品・サービス・イベント等の案内のために利用させていただくほか、当社がお客様にお申込んだいた高校留学プログラム契約の手配義務を履行するため、受入研修機関・運送機関・宿泊機関

等の提供するサービスの手配およびそれらサービスの受領のための手続きに必要な範囲にて、お客様の個人情報を利用します。それ以外の目的では利用いたしません。また、この目的のために、当社は、当該個人情報を申込書に記載されている受入研修機関、運送機関、宿泊機関に提供することがあります。

- 2) 「お客様の個人情報取扱について」および「個人情報取扱管理者」等は、当社のホームページに詳細を明記しておりますので、ご覧下さい。
(<https://www.freebirdsecondary.com/privacypolicy/>)

第9章 雑則

第22条 ホームステイ

- 1) 高校留学プログラムの中で各受入研修機関手配のホームステイ滞在を申込した場合において、ホームステイ先の都合により、一度決定された滞在先が現地到着前又は現地到着後にお客様に事前に通知することなく変更になる場合があります。
- 2) 一度決定されたホームステイ先について、人種・宗教・職業・家族構成・性格・性別等を理由とする変更や取消はできません。なお、高校留学プログラム契約時にお客様が自身の病気およびアレルギー等の特性を申し出ず、ホームステイ手配後に当該特性を理由にお客様がホームステイの変更を希望する場合、第10条規定の手数料、および、再アレンジ料 10,000 円をお支払い頂きます。一度お支払い頂いた手数料、再アレンジ料は取消および返金はできません。

第23条 一般義務

お客様は、次の各号を遵守し、高校留学プログラムの円滑な運営に協力して頂くこととなります。

- ① 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- ② 学校、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。
- ③ 当社、現地サービス提供機関、学校、宿泊施設、ホームステイ等はもちろんのこと、現地の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

第24条 緊急連絡先

本高校留学プログラムにお申し込みのお客様は、必ず所定申込書の緊急連絡先をご記入下さい。万一の事故などの場合、お客様の同意なく、ご記入頂いた緊急連絡先に連絡することがあります。また救済者候補として連絡することがあります。

第25条 裁判管轄

この契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を、第1審の裁判所とします。

第26条 約款の変更

この約款は、将来にわたって変更されることがありますが、お客様との間に締結した契約の内容は契約時の約款のとおりとし、変更されることはありません。ただし、第9条3項に定める事項が発生した場合は、この限りではありません。

第27条 約款に定めのない事項

この約款の内容にない事項については、双方が協議して決定します。

第28条 領収書

プログラム料金を銀行振込でお支払いの場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。別途当社からの領収書が必要な方は担当まで申し付け下さい。

■高校留学プログラム料金表(正規留学)

すべての料金は日本円で表記するものとし、以下は 2024 年 7 月時点での料金です。プログラムへの参加は当社の定める申込書を提出し、受諾されることによって可能となります。

プログラム料金表

項目	料金
入学選考料	25,000 円
留学アレンジ・手続管理費	100,000 円
授業料	250,000 円/学期
滞在費	2,500 円/泊
維持管理費	80,000 円/学期

(ご紹介制度)

正規留学プログラムへ参加されたご友人・ご家族からの紹介で申込をいただいた場合、紹介者・被紹介者の双方に特典があります。必ず申込書提出までにお申し出ください。制度詳細はカウンセラーにお問合せください。

1. 入学選考は、現地受入学校へ入学するために必要な学力があるかどうか、校風に適合し、校則が遵守できる学生かどうか等を総合的に判断するという選考目的で実施される入学審査を指します。入学選考料は、その選考手続に必要な費用であって合格を保証するものではありません。
2. 留学アレンジ・手続管理費とは、当社が行う、現地受入学校への学校手配に必要な費用、滞在施設を手配するための必要な費用、学生 VISA 申請手続代行・必要書類の回収、学生 VISA 更新手続代行、学生 VISA 情報管理、VISA 保証(ガーディアン)の維持等に関する費用を指します。支払いは年度ごととします。ただし、3 学期以内の留学の場合は 3 学期間＝年、とみなします。
3. 維持管理費とは、当社が行う、教育・サポートに関する情報提供、日本国内高等教育機関との連携、学生の緊急時対応、現地受入機関での日本人受け入れ体制の整備、現地受入機関への支払い代行に関する費用、学生の出入国に関する旅券・ビザ・航空券の管理に関する費用、学生への進学支援を指します。なお、維持管理費は、現地受入学校の施設や設備管理・改修改善の教育基金としても利用されます。
4. 長期学生ビザ書類は原則到着日から数え 56 日目以前にご提出いただく必要があります。
5. 現地受入機関が行う空港送迎は、到着日の片道のみ(出迎えのみ)の提供です。ただし、フィジー到着日を学校が指定している日以外に変更した場合は、空港出迎えの提供はされません。予めご了承下さい。
6. フィジー祝祭日は授業が開講されませんが、祝祭日を理由に授業料、維持管理費が変更されることはありません。
7. 入学選考料以外のプログラム料金は、毎年度の納付となります。初年度は入学手続き時に納入してください。2 年目以降は毎年 1 学期がスタートする 90 日前までに納入してください。
8. フィジー出国日(一時出国時は除く)のフライトが 15:00 以降の場合、追加で滞在料金 1 泊分を頂戴します。
9. 為替相場が著しく変動した場合、またはその他現地受入機関および現地受入学校が管理できない状況が生じた場合、やむを得ず次学期以降の上記費用が変更になる場合があります。

■高校留学プログラム料金表（体験留学）

すべての料金は日本円で表記するものとし、以下は 2024 年 7 月時点での料金です。プログラムへの参加は当社の定める申込書を提出し、受諾されることによって可能となります。

プログラム料金表

項目	料金
留学アレンジ・手続管理費	50,000 円
授業料	40,000 円/週
滞在費	3,500 円/泊
維持管理費	2,500 円/日

1. 留学アレンジ・手続管理費とは、当社が行う、現地受入学校への学校手配に必要な費用、滞在施設を手配するための必要な費用、学生 VISA 申請手続代行・必要書類の回収、必要時の学生 VISA 更新手続代行、学生 VISA 情報管理、VISA 保証（ガーディアン）の維持等に関する費用を指します。
2. 維持管理費とは、当社が行う、学生へのカウンセリング、教育・サポートに関する情報提供、学生の緊急時の対応、現地受入機関での日本人受け入れ体制の整備、現地受入機関への支払い代行に関する費用を指します。なお、維持管理費は、現地受入学校の施設や設備管理・改修改善の教育基金としても利用されます。
3. フィジー祝祭日は授業が開講されませんが、祝祭日を理由に授業料、維持管理費が変更されることはありません。
4. 現地受入機関が行う空港送迎は、往復の提供です。ただし、フィジー到着日・帰国日を現地受入機関が指定している日以外に変更した場合は、各送迎の提供はされません。予めご了承下さい。
5. 為替相場が著しく変動した場合、またはその他現地受入機関および現地受入学校が管理できない状況が生じた場合、やむを得ず上記費用が変更になる場合があります。
6. 入国管理局がビザに関する諸規定を変更した場合でも、徴収済みの留学アレンジ・手続管理費は変更されません。
7. フィジー出国日のフライトが 15:00 以降の場合、追加で滞在料金 1 泊分を頂戴します。

■ 契約の変更に関する細則

申込済みプログラムの変更・短縮および解約を希望する場合、必ず所定の用紙に記入の上で提出することを条件とします。

「プログラム開始日」の定義は、P4 第 1 章総則 第 1 条 2) に記載しています。

「プログラム料金」とは P.10～11「高校留学プログラム料金表」に記載があるすべてのプログラム料金の総額を指します。

お支払い済みの留学アレンジ・手続管理費、維持管理費はいかなる場合でも返金いたしません。

1. プログラム開始前の変更・解約

到着日または学校年度開始日前日に所定の用紙にて、プログラム内容の変更・短縮・解約の手続きをした場合、以下の変更手数料・取消料がかかります。

別表 1 変更手数料(第 10 条)

区分	変更手数料
当社変更手数料について	
契約締結後、プログラム期間の短縮または到着日変更を行う場合	20,000 円/回
受入機関の規定する取消料について(契約締結以降)	
到着日または学校年度開始日前日から数え 30 日目にあたる日以降に短縮・到着日変更をするとき	10,000 円/回

別表 2 解約取消料(第 12 条)

区分	取消料
当社解約取消料について	
到着日または学校年度開始日前日から数え 91 日目にあたる日以前に解約するとき	支払済みの留学アレンジ・手続管理費 支払済みの維持管理費
到着日前日から数え 90 日目にあたる日以降に解約するとき	
【正規留学の場合】 到着日または学校年度開始日前日から数え 90 日目にあたる日以降に解約するとき	支払済みの留学アレンジ・手続管理費 支払済みの授業料 1 学期分 支払済みの維持管理費
【体験留学の場合】 到着日から数え 90 日目にあたる日以降に解約するとき	支払済みの留学アレンジ・手続管理費 プログラム料金の 10% 支払済みの維持管理費
受入機関の規定する取消料について(契約締結以降)	
プログラム契約締結後	なし
到着日または学校年度開始日前日から数え 30 日目にあたる日以降に解約をするとき	解約依頼日から 30 泊分の滞在費

2. プログラム開始後の変更・解約

到着日または学校年度開始日以降に所定の用紙にて、プログラム内容の短縮・解約をした場合、以下の取消料がかかります。

区分	取消料
(正規留学の場合)	
一切返金ができないもの	支払済みの留学アレンジ・手続管理費、 支払済みの授業料、 支払済みの維持管理費
(体験留学の場合)	
一切返金ができないもの	支払済みの留学アレンジ・手続管理費、 支払済みの授業料 支払済みの維持管理費
(共通)	
変更・解約依頼日から 30 泊分の料金の返金はないが、31 泊目以降の利用分については返金できるもの	支払済みの滞在費

滞在先の再アレンジを希望する場合は、再アレンジ料として 10,000 円をお支払いいただきます。新しい滞在先へは原則、変更申し出があってから 31 日目以降に移動となります。それよりも前に移動を希望する場合は、旧滞在先へ支払う費用として最大 30 泊分の滞在費(正規留学または体験留学のプログラム料金表参照)をお支払いいただきます。一度お支払いいただいた手数料、再アレンジ料は取り消しおよび返金できません。

South Pacific Free Bird 株式会社 中学・高校留学部門

(東京)東京都千代田区麴町 5-3-23 日テレ四谷ビル 5 階

(大阪)大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪

北館 7F ナレッジキャピタル K703

電話:0120-748-125 FAX:03-6272-6810

メール:secondary@southpacificfreebird.co.jp

ウェブサイト:<https://www.freebirdsecondary.com>